

□特集

2017. 1

【新春・税務読本】

給与所得の源泉徴収 Q&A

前田充紀税理士事務所

給与所得に対する所得税、復興特別所得税の源泉徴収事務は、極めて重要な業務であり、税務調査の際にも必ず確認されることになります。

その取扱いには複雑な面もあり、源泉徴収を誤ると不納付加算税や延滞税など大きなリスクを伴うことになります。

ここでは、給与所得に対する源泉徴収の取扱についてQ&A形式でまとめてみました。

【非課税とされる通勤手当の範囲】

Q1：非課税とされる通勤手当の範囲はどのようにになっていますか。

A：通勤手当（通常の給与に加算して現金で支払われるもの）や通勤定期券（現物支給）については、次の区分に応じて、次のとおり1カ月あたりの非課税限度額が決められています。

◆通勤手当の非課税限度額

区分	非課税限度額
(1) 交通機関又は有料道路を利用している者の通勤手当	合理的な運賃等の額（最高限度15万円）
通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円

(2) 自転車や自動車などの交通工具を使用している者の通勤手当	28,000円 通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合
	24,400円 通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合
	18,700円 通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合
	12,900円 通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合
	7,100円 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合
	4,200円 通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合
	(全額課税) 通勤距離が片道2キロメートル未満である場合

(3) 交通機関を利用してい る者の通勤用定期乗車券	合理的な運賃等の額（最高 限度15万円）
(4) 交通機関又は有料道路 を利用するほか、交通用具も 使用している者の通勤手当・ 通勤用定期乗車券	合理的な運賃等の額と (2)の金額との合計額 (最高限度15 万円)

【新幹線通勤等】

Q2：新幹線通勤やグリーン車による通勤についても、非課税限度額の範囲内であれば、非課税となるのでしょうか。

A：非課税となる通勤手当は、「合理的な運賃等の額」とされていますが、合理的な運賃等の額とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃又は料金の額とされています。

この中には、新幹線通勤の特急料金も含まれていますので、非課税の対象となります。

ただし、グリーン料金については、含まれていませんので非課税の対象ではありません。

【アルバイトの非課税限度額】

Q3：週2-3日勤務のアルバイトの非課税限度額はどのようにすればいいのでしょうか。

A：通勤手当の非課税限度額は月額で定められており、日割計算は求められていません。

したがって、アルバイトやパートタイマーのように、週数日の勤務の場合であっても、通勤手当の非課税限度額については、日割額による計算は行わず、通常の社員と同様に月額（その月中に支給する通勤手当の合計額）で判定することになります。

【緊急の業務の際のタクシー代】

Q4：緊急の業務のために出勤する社員に対して支給するタクシー代について、非課税限度額判定の際に、通常の定期代に含めなければいけ

ないのでしょうか。

A：緊急の業務のために出勤する社員に対して支給するタクシー代については、通勤手当ではなく、本来会社が負担すべき業務上の費用と考えられます。

したがって、そのタクシー代については、会社負担費用の立替分の精算にすぎないため、社員の通勤手当（給与所得）ではなく、非課税限度額の判定に含める必要はありません。

【出張する際の旅費や宿泊費、日当】

Q5：社員が出張する際の旅費や宿泊費、日当について、源泉徴収が必要となることはあるのでしょうか。

A：出張の際の旅費や転居を伴う転勤に際しての転居旅費については、「給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの」については、所得税が非課税とされていますので、源泉徴収は必要ありません。

通常必要であると認められるものであるかどうかの判定に当たっては、次の2点を勘案することとされています。

①その支給額が、その支給をする使用者等の役員および使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されているものであるかどうか

②その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

航空運賃や電車賃などの交通費について、実費精算であれば問題はありませんが、宿泊費や日当について、実費精算ではない場合には、労政関係の統計資料等によって世間一般の水準を

確認するとともに、社内における適正なバランスを考慮して、旅費規程を作成し、旅費規程に基づいて支給することが望ましいでしょう。

なお、「その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの」については、給与所得として課税されることになりますので、源泉徴収が必要となります。

【単身赴任者の帰宅旅費】

Q 6：単身赴任者に対して帰宅旅費を支給していますが、源泉徴収は必要ないでしょうか。

A：個人的な旅行や業務に関係のない帰宅旅費については、本来個人が負担すべきものですから、非課税とはなりません。会社が個人的な旅行や業務に関係のない帰宅旅費を負担した場合には、給与として所得税の課税対象となり、源泉徴収も必要となります。

しかしながら、単身赴任者が本社での会議等のために出張した際に、自宅へ帰宅させる場合の旅費については、「単身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のために旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、当該旅費の額が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えない」とこととされていますので、たとえば、月曜日・火曜日に本社での業務がある際に、土曜日に自宅に帰宅し、月曜日に自宅から本社に出社するような形であれば、その旅費については、非課税として認められ、源泉徴収は必要ありません。

【外国人社員の帰国旅費】

Q 7：日本国内において勤務している外国人社員について、年に1回休暇帰国する際の旅費を支給していますが、源泉徴収は必要ないでしょうか。

A：外国人社員の帰国旅費、いわゆるホームリーブ（Home Leave）については、本国を離

れ、気候、風土、社会慣習等の異なる国において勤務する労働環境の特殊性に対する配慮に基づいている点から、「国内において長期間引続き勤務する外国人に対し、就業規則等に定めるところにより相当の勤務期間を経過することに休暇のための帰国を認め、その帰国そのための往復に要する運賃でその旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路及び方法によるものに相当する部分については、課税しなくて差し支えない」とこととされています。

ここで、相当の勤務期間とは、おおむね1年以上の期間とされ、帰国旅費については、本人分だけでなく、同一生計の配偶者その他の親族を含むものとされており、また、往復に要する運賃には、航空機等の乗継地においてやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含むものとされています。

したがって、この規定に該当するものであれば、源泉徴収は必要ありません。

【死亡後の給与の支払】

Q 8：死亡後に給与を支払う場合の源泉徴収はどうなりますか。

A：死亡した人の給与で、死亡日以前に支給日が到来しているもの（支給日当日に死亡した場合を含みます）については、所得税の課税対象となり、源泉徴収が必要です。そして、死亡時に年末調整を行うことになります。

次に、死亡した人の給与で、死亡日後に支給日の到来するもの（たとえば、4月20日に死亡した場合の4月25日支給の給与）については、所得税は非課税とされています。

したがって、源泉徴収は行わないことになります。

なお、その給与については、原則として相続税の課税対象とされます。

【海外赴任後に支払う給与】

Q 9：海外赴任によって非居住者となった従業

員に対して、赴任後に支払う給与の源泉徴収はどうのようにすればよいのでしょうか。

A: 給与計算期間の途中で、海外赴任等により非居住者となった従業員に支払われる給与で、非居住者となった日以後に支給日が到来するものについては、本来は、国内勤務期間に対応する部分について、非居住者に支払う国内源泉所得として20.42%の税率による源泉徴収が必要となります。

しかしながら、その計算期間が1ヶ月以下であるものについては、その全額が国内勤務に対応するものでない限り、国内源泉所得に該当しないものとして取り扱うことができるため、源泉徴収は不要となります。

【基本給と時間外労働手当との計算期間が異なる場合】

Q10: 海外赴任により非居住者となった従業員に対して、非居住者となった日以後に支給日が到来する給与で基本給部分は国内勤務と国外勤務の双方に対応しますが、時間外労働手当部分は国内勤務にのみ対応する場合、源泉徴収は必要となるのでしょうか。

A: 基本給部分については、支給金額の全額が国内勤務部分である場合には該当しないので源泉徴収は必要ありません。

一方、時間外労働手当部分については、全て国内勤務に対応することになりますが、基本給の追加支給的な給付であることから、たとえその計算期間が基本給の計算期間と異なっていたとしても、基本給と切り離して国内源泉所得の判定を行う必要はないと考えられます。そのため、時間外労働手当部分についての源泉徴収も必要ありません。

【非居住者の判断】

Q11: 海外赴任させる際に非居住者になるかどうかはどのように判断すればよいのでしょうか。

A: 非居住者とは、「国内に住所も1年以上の居所も有しない個人」をいいます。日本人が海

外に居住することとなった場合には、「その人が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する」とときは、非居住者と推定されます。

したがって、海外赴任の場合には、赴任期間が1年以上予定されている場合には、出国の時点で非居住者となり、赴任予定期間が1年未満の場合には、非居住者にはなりません。

なお、1年以上の予定で海外赴任した人は非居住者ですが、業務上の都合で海外赴任期間が1年未満となることが明らかとなった場合には、その時点で非居住者ではなくなります。

逆に、1年未満の予定で海外赴任した人は非居住者ではありませんが、業務上の都合で海外赴任期間が1年以上となることが明らかとなつた場合には、その時点で非居住者となります。

【海外赴任後に支払う賞与】

Q12: 海外赴任によって非居住者となった従業員に対して、赴任後に支払う賞与の源泉徴収はどうのようにすればよいのでしょうか。

A: 給与計算期間の途中で、海外赴任等により非居住者となった従業員に支払われる賞与（計算期間が1ヶ月を超えるもの）で、非居住者となった日以後に支給日が到来するものについては、原則どおり、国内勤務期間に対応する部分について、非居住者に支払う国内源泉所得として20.42%の税率による源泉徴収が必要となります。

なお、国内勤務期間に対応する部分の金額は、次の算式で計算することになります。

$$\text{賞与の総額} \times \frac{\text{国内勤務期間}}{\text{賞与の計算期間}}$$

【海外赴任からの帰国後に支払う給与等】

Q13: 海外赴任によって非居住者となっていた人に対して、帰国後に支払う給与等の源泉徴収はどうのようにすればよいのでしょうか。

A: 給与計算期間の途中で、海外赴任等から帰

国して、非居住者から居住者となった人に支払われる給与や賞与で、帰国日以後に支給日が到来するものについては、たとえ計算期間の中に、国外勤務期間に対応する部分が含まれているとしても、全額が居住者に支払う給与、賞与とされるため、通常どおりの源泉徴収が必要となります。

【源泉徴収税額表の種類】

Q14：給与や賞与から源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表にはどのようなものがあり、どのように使用するのでしょうか。

A：給与や賞与から源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表には3種類あり、支給区分や扶養控除等申告書の提出の有無に応じて、次のように使用します。

税額表の区分	給与等の支給区分	税額表の使用する欄
月額表	①月ごとに支払うもの ②半月ごと、10日ごとに支払うもの ③月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……扶養控除等申告書を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
日額表	①毎日支払うもの ②週ごとに支払うもの ③日割で支払うもの 〔日雇賃金を除く〕	甲欄……扶養控除等申告書を提出している人に支払う給与等 乙欄……その他の人に支払う給与等
	日雇賃金	丙欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 〔前月中に普通給与等の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与等の額の10倍を超える場合には、月額表を使用〕	甲欄……扶養控除等申告書を提出している人に支払う賞与 乙欄……その他の人に支払う賞与

【パートタイマー等の源泉徴収】

Q15：パートタイマーやアルバイトに給与を支払う際の源泉徴収はどのようにすればいいのでしょうか。

A：パートタイマーやアルバイトに、給与を支払う際に源泉徴収する税額は、一般の社員と同様に「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」または「日額表」の「甲欄」又は「乙欄」を使って求めます。

ただし、給与を勤務した日又は時間によって計算していることのほか、次のいずれかの要件に当てはまる場合には、「日額表」の「丙欄」を使って源泉徴収する税額を求ることになります。

①雇用契約の期間があらかじめ定められている場合には、2か月以内であること。

②日々雇い入れている場合には、継続して2か月を超えて支払をしないこと。

したがって、パートタイマーやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与は、あらかじめ雇用契約の期間が2か月以内と決められていれば、「日額表」の「丙欄」を使うことになります。

なお、最初の契約期間が2か月以内の場合でも、雇用契約の期間の延長や、再雇用のため2か月を超えることがあります、この場合には、契約期間が2か月を超えた日から、「日額表」の「丙欄」を使うことができません。

したがって、給与を支払う期間に応じ定められている税額表（「月額表」または「日額表」）により、扶養控除等申告書が提出されている場合には「甲欄」、扶養控除等申告書が提出されていない場合には「乙欄」を使用して源泉徴収税額を求ることになります。

【特別な賞与の源泉徴収】

Q16：賞与の源泉徴収について、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を使わないで計算する場合があると聞きましたが、どのような場合でどのように計算するのでしょうか。

A：賞与の源泉徴収については、原則として、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を使用しますが、次の二つの場合には、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を使わないで、月額表を使用して次のように源泉徴収税額を計算することになります。

- (1) 前月の給与の金額（社会保険料等を差し引いた金額）の10倍を超える賞与（社会保険料等を差し引いた金額）を支払う場合
- ① (賞与から社会保険料等を差し引いた金額) ÷ 6 (賞与の計算期間が半年を超える場合には、12)
- ② ①+(前月の給与から社会保険料等を差し引いた金額)
- ③ ②の金額を「月額表」に当てはめた税額
- ④ ③-(前月の給与に対する源泉徴収税額)
- ⑤ ④×6 (賞与の計算期間が半年を超える場合には、12)
- (2) 前月に給与の支払がない場合
- ① (賞与から社会保険料等を差し引いた金額) ÷ 6 (賞与の計算期間が半年を超える場合には、12)
- ② ①の金額を「月額表」に当てはめた税額
- ③ ②×6 (賞与の計算期間が半年を超える場合には、12)

【扶養控除等申告書の効力】

Q17：扶養控除等申告書を提出して給与の支払いを受けていた従業員が、計算期間の関係で退職後に給与の支払いが生じる場合、甲欄で源泉徴収をしてよいのでしょうか。

A：扶養控除等申告書を提出して給与の支払いを受けていた従業員が、たとえば3月で退職し、退職後の4月に給与の支払いが生じるような場合、扶養控除等申告書については、原則として退職により効力を失うことになるため、乙欄を適用して源泉徴収税額を算定することになります。

ただし、「その退職後その年中に退職した者に給与等の追加払等をする場合、その追加払等

をする時において、他の給与等の支払者に扶養控除等申告書を提出していないことが明らかなときは、扶養控除等申告書が、退職後も引き続き効力を有するものとして甲欄を適用して計算して差し支えない」とこととされています。

【計算期間中途入社の場合の源泉徴収】

Q18：当社の給与計算の締日は毎月15日、支給日は当月25日です。4月1日に入社した社員（扶養控除等申告書を提出）の4月25日支給の給与の源泉徴収はどのように行うのでしょうか。

A：その給与等が就職日の属する計算期間（3月16日～4月15日）のうち、就職の日以後の期間（4月1日～4月15日）に対応するものである場合に該当しますので、原則として給与の日割額を日額表の甲欄に当てはめて求めた税額に支給日数を乗じて計算します。

ただし、その給与を半月分として、支給額の2倍の金額を月額表の甲欄に当てはめて求めた税額の2分の1の金額として計算することができます。

【過去に遡及するベースアップ】

Q19：ベースアップが過去に遡って行われ、今までのベースアップ分がまとめて支払われる場合の源泉徴収はどのように行えばいいのでしょうか。

A：ベースアップが過去に遡って行われた場合には、過去の給与の差額分がまとめて一時に支払われることになります。この差額分の収入すべき時期については、支給日が定められている場合にはその支給日（その支給日が定められていない場合には、そのベースアップの効力が発生した日）の属する年分とされています。

したがって、過去に遡って計算をやり直す必要はないことになりますので、その支給月の通常の給料と差額分の合計額を、通常どおり源泉徴収税額表に当てはめて計算することになります。

ただし、差額分が数か月分になり金額が大きいと、源泉徴収税額が多額になる場合があるため、差額分については、賞与と同様に賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を用いて計算してもよいこととされています。

【過去のサービス残業代の一括支払】

Q20：過去のいわゆるサービス残業の時間外労働手当等を一括して支払うことになりましたが、源泉徴収はどのようにすればいいのでしょうか。

A：労働基準法では、賃金債権の消滅時効が2年間とされているため、過去のいわゆるサービス残業の時間外労働手当等が一括して支払われる場合があります。

そのような場合の所得税の課税関係は、本来それぞれの支給日に支払うべきであった時間外労働手当等を一括して支払ったものと考えられるため、それぞれの年分の給与所得となり、それぞれの年分ごとに源泉徴収することになります。

【給与等が未払の場合の源泉徴収】

Q21：給与等の全部または一部が未払の場合の源泉徴収はどのようにすればいいのでしょうか。

A：役員や従業員に対して毎月支払うべき給与等が、定められた支給日に支払わずに未払となる場合には、源泉徴収は給与等を実際に支払う際に行いますので、原則として支払うまでは源泉徴収は必要ありません。

ただし、役員に対する賞与については、支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない場合には、その1年を経過した日において支払があったものとみなされますので、その時点で源泉徴収を行います。

給与等の一部を支払い、残額が未払となる場合には、支払うべき給与等の総額に対する源泉徴収税額を計算して、給与の総額に占める支払額の割合を乗じて得た金額を源泉徴収することになります。

【解雇予告手当】

Q22：従業員の解雇とともに解雇予告手当を支給することになりましたが、源泉徴収はどのようにすればいいのでしょうか。

A：労働基準法では、労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前にその予告をしなければならないことになっています。30日前に予告しない場合には、30日分以上の平均賃金を支払わなければならないこととされ、これを解雇予告手当と呼んでいます。

労働基準法の規定により支払われる解雇予告手当について、所得税では、給与所得ではなく、退職所得として取り扱われることになっています。

したがって、通常の給与としての所得税の源泉徴収は行なわず、退職所得とし、退職金と同様の源泉徴収・特別徴収を行うことになります。

なお、退職所得の受給に関する申告書が提出されている場合には、勤続年数等に応じて計算された退職所得控除額（最低80万円）の適用がありますので、一般的には解雇予告手当以外に退職金の支払いがない場合、退職所得の受給に関する申告書の提出があれば、金額的に源泉徴収が不要となる（課税されない）ことが多いと言えます。

ただし、退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合には、解雇予告手当の金額に対して20.42%の税率での源泉徴収が必要となります。

【源泉徴収した所得税を納付期限までに納付しなかった場合】

Q23：源泉徴収した所得税を納付期限までに納付しなかった場合は、どうなるのでしょうか。

A：源泉所得税について、法定納期限（原則として、支給日の翌月10日）までに完納しなかった場合には、原則として、未納税額の10%（調査により告知があるべきことを予知しないで納付した場合は5%）の不納付加算税が徴収され

ます。

ただし、源泉所得税の納付が遅れた場合の不納付加算税について、調査があったことによって納税の告知があるべきことを予知して納付されたものでなく、法定納期限から1ヶ月以内に納付され、その納付前1年間に期限後納付がない等の法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合には、課されないことになっています。

また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞税も徴収されます。

【納期の特例の人数判定】

Q24：年末などの繁忙期に臨時のアルバイトを雇うため人数が10人以上となりますが、納期の特例の適用を受けることができますか。

A：源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるるのは、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者とされています。

納期の特例の適用の判定に当たって、給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるかどうかについては、給与等の支払を受ける者の人数が、平常の状態において10人未満であるかどうかにより判定することとされています。

したがって、繁忙期には臨時に使用した人数を含めると10人以上となる場合であっても、平常は10人未満である場合には、常時10人未満であるものとして、納期の特例の適用を受けることができます。

【源泉所得税額がゼロの場合】

Q25：源泉所得税の納付額がゼロとなった場合、どのような手続きを取ればいいのでしょうか。

A：給与等を支払った場合には、源泉徴収税額の計算をしたところ、結果として税額がゼロとなつたときであっても、「徴収高計算書（納付書）」を提出する必要があります。

徴収高計算書は、納付書と兼用の様式となっていますから、納付税額がある場合には、金融

機関で納付することにより金融機関を通じて税務署に提出されることになります。

ただし、納付税額がゼロの場合には、金融機関を通じての提出はできませんので、直接税務署に提出またはe-TAXによる電子送信をする必要があります。

【源泉所得税を納めすぎた場合】

Q26：源泉徴収税額の計算を誤って、多く納めすぎた場合には、どのような手続きを取ればいいのでしょうか。

A：源泉徴収税額の計算を誤ったことなどによって源泉所得税を納めすぎた場合には、「源泉所得税の誤納額還付請求書」に納めすぎとなった理由、還付を受けようとする金額などを記載して、還付を受けようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して、納税地の所轄税務署に提出します。

また、給与等に対する源泉所得税については、還付請求ではなく、納めすぎた源泉所得税額を、その後に納付する給与等に係る源泉徴収税額に充当することもできます。

その場合には、「源泉所得税の誤納額充当届出書」に納めすぎとなった理由、充当をしようとする金額などを記載して、充当しようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写しを添付して、納税地の所轄税務署に提出することになります。

